

## 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正(案)

平成 23 年 1 月 14 日  
(下線部変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 1 条の 2 (略)</p> <p>(発注部門が一括発注として取扱うための要件、手続き等)</p> <p>第 1 条の 3 規則第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する細則で定める発注部門が一括発注として取り扱うための要件、手続き等は次の各号に掲げるいずれかの内容を含むものとする。</p> <p>(1) 発注部門に執行についての裁量を与えられている場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 一括発注を行った後に発注の追加を行う場合で、当初の一括発注に一部約定がなされた場合は、当該追加発注までの約定を当初の一括発注で束ねられた投資信託<u>財産</u>の間で所定の配分を行い、その後、当初の一括発注の未約定分と追加注文を一括して新たに一括発注を行うこと</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 1 条の 4 (略)</p> <p>(一括発注に係る配分方法)</p> <p>第 1 条の 5 規則第 8 条の 2 第 4 項に規定する細則で定める配分方法は、次に掲げる注文について、当該各号に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 有価証券の買注文 次のイ又はロに掲げる方法</p> <p>イ 一括発注に係る総約定数量を総注文数量で除した比率を各投資信託<u>財産</u>毎の注文数量に乗じて算出する方法</p> <p>ロ 一括発注に係る複数の投資信託<u>財産</u>の純資産総額の合計額に対する当該投資信託<u>財産</u>の純資産総額の占める割合を総約定数量に乗じて算出する方法</p> <p>ただし、当該方法に基づき配分する場合の配分数量は、当該投資信託<u>財産</u>の注文数量を超えないものとする。</p> <p>(2) 有価証券の売注文 次のイ又はロに掲げる方法</p> <p>イ (略)</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 1 条の 2 (同 左)</p> <p>(発注部門が一括発注として取扱うための要件、手続き等)</p> <p>第 1 条の 3 規則第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する細則で定める発注部門が一括発注として取り扱うための要件、手続き等は次の各号に掲げるいずれかの内容を含むものとする。</p> <p>(1) 発注部門に執行についての裁量を与えられている場合</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ 一括発注を行った後に発注の追加を行う場合で、当初の一括発注に一部約定がなされた場合は、当該追加発注までの約定を当初の一括発注で束ねられた投資信託の間で所定の配分を行い、その後、当初の一括発注の未約定分と追加注文を一括して新たに一括発注を行うこと</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>第 1 条の 4 (同 左)</p> <p>(一括発注に係る配分方法)</p> <p>第 1 条の 5 規則第 8 条の 2 第 4 項に規定する細則で定める配分方法は、次に掲げる注文について、当該各号に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 有価証券の買注文 次のイ又はロに掲げる方法</p> <p>イ 一括発注に係る総約定数量を総注文数量で除した比率を各投資信託毎の注文数量に乗じて算出する方法</p> <p>ロ 一括発注に係る複数の投資信託の純資産総額の合計額に対する当該投資信託の純資産総額の占める割合を総約定数量に乗じて算出する方法</p> <p>ただし、当該方法に基づき配分する場合の配分数量は、当該投資信託の注文数量を超えないものとする。</p> <p>(2) 有価証券の売注文 次のイ又はロに掲げる方法</p> <p>イ (同 左)</p>

新	旧
<p>ロ 一括発注に係る複数の投資信託<b>財産</b>の当該売却に係る有価証券の保有数量の合計数量に対する当該投資信託<b>財産</b>の保有数量の占める割合を総約定数量に乗じて算出する方法</p> <p>ただし、当該方法に基づき配分する場合の配分数量は、当該投資信託<b>財産</b>の注文数量を超えないものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ロ 一括発注に係る複数の投資信託の当該売却に係る有価証券の保有数量の合計数量に対する当該投資信託の保有数量の占める割合を総約定数量に乗じて算出する方法</p> <p>ただし、当該方法に基づき配分する場合の配分数量は、当該投資信託の注文数量を超えないものとする。</p> <p>(3) (同 左)</p>
<p>2 規則第8条の2第4項に規定する端数処理は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定に基づき切捨てられた数量の合計数量又は四捨五入の結果生じる総約定数量と各投資信託<b>財産</b>への配分数量の合計数量との差についての配分は、委託会社があらかじめ社内規則に優先順位その他必要な事項についての合理的な基準を定め、当該基準に基づき配分するものとする。</p>	<p>2 規則第8条の2第4項に規定する端数処理は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 前号の規定に基づき切捨てられた数量の合計数量又は四捨五入の結果生じる総約定数量と各投資信託への配分数量の合計数量との差についての配分は、委託会社があらかじめ社内規則に優先順位その他必要な事項についての合理的な基準を定め、当該基準に基づき配分するものとする。</p>
<p>第1条の6 前3条の規定は、<u>投資信託財産と投資信託財産以外の運用財産(金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。)</u>又は<u>運用財産(投資信託財産が含まれる場合に限る。)</u>と<u>外国運用財産(金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成19年府令第52号)第171条第1項第1号に規定する外国運用財産をいう。以下同じ。)</u>との一括発注の運営が行われる場合に準用する。なお、この場合において第1条の3第1号中「東ねられた投資信託<b>財産</b>」とあるのは「東ねられた<b>運用財産又は外国運用財産</b>」と、第1条の5第1項第1号イ中「各投資信託<b>財産</b>毎」とあるのは「<b>各運用財産又は外国運用財産</b>毎」と、同号ロ及び同項2号ロ中「複数の投資信託<b>財産</b>」とあるのは「<b>複数の運用財産又は外国運用財産</b>」と、「当該投資信託<b>財産</b>」とあるのは「<b>当該運用財産又は外国運用財産</b>」と、同条第2項第2号中「各投資信託<b>財産</b>」とあるのは「<b>各運用財産又は外国運用財産</b>」と読み替えるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条の6 前3条の規定は、<u>規則第8条の3の規定により投資一任契約(金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。以下同じ。)</u>に係る顧客資産との一括発注の運営が行われる場合に準用する。なお、この場合において第1条の3第1号中「東ねられた投資信託」とあるのは「<u>東ねられた投資信託及び投資一任契約に係る顧客資産</u>」と、第1条の5第1項第1号イ中「各投資信託毎」とあるのは「<u>各投資信託及び各投資一任契約毎</u>」と、同号ロ及び同項2号ロ中「複数の投資信託」とあるのは「<u>投資信託及び投資一任契約に係る顧客資産</u>」と、「当該投資信託」とあるのは「<u>当該投資信託及び投資一任契約に係る顧客資産</u>」と、同条第2項第2号中「各投資信託」とあるのは「<u>各投資信託及び各投資一任契約に係る顧客資産</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(同 左)</p>
<p>附 則</p> <p>この改正は、平成 23 年 月 日より実施する。</p>	